

## 公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

### 入会及び退会に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条及び第9条の規定に基づき、センターの会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (入会及び手続き)

第2条 センターの正会員として入会しようとする者は、様式1号の入会申込書及び様式5号の就業承諾書を提出しなければならない。

2 理事会は、入会基準により入会の可否を決定し、様式2号の入会承認通知書をもって本人に通知するものとする。

3 特別会員は、理事長が推薦し定款第5条第1項第2号の承認を得た者で、前項により本人に通知するものとする。

4 ゴールド会員は、様式3号の申請書を提出し、定款第5条第1項第3号の理事会承認を得なければならない。

#### (会員名簿)

第3条 入会者は、会員の種別ごとにセンターの管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された情報については、センターの個人情報の保護に関する規程により慎重に取り扱わなければならない。

#### (会費)

第4条 会費は、センターの会費規程及びゴールド会員会費規程によるものとする。

#### (退会)

第5条 会員の定款第9条による退会は、様式4号の届け出によるものとする。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第8条により、会員の資格喪失した場合については、第1項の届け出を要しないものとし、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

4 第1項及び第3項により会員資格を喪失した場合、会費は返還しない。

#### (再入会)

第6条 定款第8条による資格喪失を除き、センターの会員であった者が再入会を希望する場合には、第2条の規定を準用する。

#### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月30日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。（様式1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。（様式1号）

## 入会承認通知書

令和 年度において、申し込みのあった廿日市市シルバー人材センターへの入会については、定款第 6 条第 1 項の規定により、当該理事会はこれを承認しましたので同条第 2 項に基づき通知します。

入会年月日	令和 年 月 日	備考欄
会員番号		
会員区分		
会員氏名		性別
会員生年月日	年 月 日	
会員住所		

令和 年 月 日  
広島県廿日市市下平良一丁目 1 番 5 号  
公益社団法人  
廿日市市シルバー人材センター  
理事長 ○○ ○○

様式 3 号

ゴールド会員承認申請書

会員番号	地 域 班	入 会 日	年 月 日	写 真
		ゴールド会員 移籍申請日	年 月 日	
氏 名	ふりがな..... ④	男 女	生年月日 年 月 日 ( ) 歳	
	現 住 所 〒 廿日市市 電話 携帯			・家族状況 配偶者 有 ・ 無 同居(本人除く) 人 家族構成 世代
緊 急 連 絡 先	氏名	続柄 ( )		・健康保険 1 国民健康保険 2 社会保険 3 その他 ( )
	住所 連絡先 電話 ( ) - 携帯			
健 康 状 態	申請時の状況 持病その他必要な状況			申請受付日付
そ の 他				

正会員履歴

在籍期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (内就業 年 月)
主 な 就 業 履 歴・活動内容等	

様式4号

# 退 会 届

公益社団法人  
廿日市市シルバー人材センター  
理事長 様

私は、このたび下記の事由により本センターを退会いたしますので、お届けします。

退会事由 (○印)

- 1 病気等                      2 就職等                      3 転出
- 4 その他 (具体的に)

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

令和      年      月      日

会員区分 (○印)

正会員                      特別会員                      ゴールド会員

会員氏名..... (印)

住 所.....廿日市市.....

.....

様式5号

## 就 業 承 諾 書

私は、(公社) 廿日市市シルバー人材センター (以下「センター」という。) へ自らの希望により入会を申込みするに当たり、次の事項を承諾するとともに、これを厳守し、センターの事業発展に貢献するよう努力し、尚、下記の1,2に違反した場合は、退会いたします。

### 記

- 1 センターの基本理念、目的趣旨に賛同し、センターの定款、会員就業規約その他諸規定を厳守すること。
- 2 センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供することを理解し、就業に際しての条件(配分金、就業時間、仕事内容等)はセンターと発注者が協議したものに従い、これらのことについて発注者と直接交渉しないこと。
- 3 入会しても、すぐに就業できるとは限らないこと。
- 4 会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規及び労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険の適用がないこと。
- 5 就業先において、センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業に心掛け、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意すること。
- 6 会員の故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は会員が負うものとする。

令和 年 月 日

(公社) 廿日市市シルバー人材センター御中

住 所

氏 名

㊞